

介護サービス事業者への連絡用メーリングリストの作成及び運用方針等について

H26.2.24 介護保険課

1 趣旨

本県が運用している介護保険事業者メール配信システムについては、平成 25 年度でシステムを廃止することとし、平成 26 年度からは県内の介護サービス事業所又は介護保険施設（以下「事業所等」という。）への情報伝達手段として、新たにメーリングリストを作成し、次のとおり運用します。

2 運用方針等

(1) 運用開始時期	平成 26 年 4 月 1 日～
(2) 運用目的	<p>① 広島市・福山市を除く県内事業所等に対し、介護サービスに係る各種情報を迅速に配信すること。</p> <p>② 県庁介護保険課が管轄の事業所等に発信した情報を、関係指定権者内で共有すること。</p>
(3) 配信者及び配信対象者	<p>《配信者》 県庁介護保険課</p> <p>《配信対象者》</p> <p>① 広島市・福山市を除く県内事業所等（ただし地域密着型サービス事業所を除く）</p> <p>② 各指定権者（各市町及び各厚生環境事務所）</p>
(4) 配信する情報 (随時配信予定)	<p>○ 本県ホームページの更新情報 (広島県版 Q&A 及び指定申請書類の追加掲載等)</p> <p>○ 厚生労働省が各都道府県に送付している介護保険最新情報</p> <p>○ その他介護サービス運営に関する情報 (国及び県の通知・研修開催案内等)</p>
(5) アドレス登録、 変更及び削除に 係る手続き	別紙「アドレス登録案内」のとおり。
(6) 利用規約	<p>別紙「利用規約」のとおり。</p> <p>※ 内容については、原則としてメール配信システムに係る利用規約のとおりとしています（配信者・配信対象者及びアドレス登録方法について一部変更あり）。</p>
(7) 留意事項	<p><u>既にメール配信システムを御利用いただいている事業所につきましては、本県で移行の手続きを行いますので、メーリングリストの御利用に係る新たな手続きは不要です。</u></p>

メーリングリストへのアドレス登録案内

《はじめに》

☆ 利用規約に同意いただいた上で、管轄の指定権者（県庁介護保険課・各厚生環境事務所・呉市・三次市）に、事業所メールアドレスの新規登録・変更・削除の旨を書面で届け出てください。

《具体的な届出方法》

次のとおりです。

届出事例	届出の際の必要書類
メールアドレスの新規登録を行う場合 (届出期限) 新規指定事業所：指定月の前々月の末日 既存事業所：毎月 15 日	メールアドレス登録届（利用規約付）
メールアドレスの変更を行う場合 (届出期限：変更後 10 日以内)	メールアドレス変更届
メールアドレスの削除を行う場合 (届出期限：削除予定日の 1 月前)	メールアドレス削除届

《アドレスの登録・削除に当たっての注意事項》

- ※ 新規登録・削除に係る届出の際は、本県のホームページに掲載された「アドレス既登録事業所一覧」を確認した上で届け出てください。
- ※ 次の事業所はメーリングリストのメール配信対象でないため、メーリングリストにアドレスを登録することはできません。
 - ・ 広島市内又は福山市内に所在する介護サービス事業所
 - ・ 地域密着型サービス事業所
- ※ 一旦メーリングリストにアドレスを登録した場合、既に登録されたアドレスを追加でリストに登録することはできません。
- ※ 同一建物内で複数のサービスを運営し、かつそれらの全サービスで1つのアドレスを共有している事業所については、当該アドレスを削除すると今後メール配信サービスが受けられなくなります。
- ※ アドレス登録完了のお知らせは、本県からのメール配信をもって代えることとします。

(お問い合わせ先)

広島県健康福祉局介護保険課 事業者指導グループ

TEL : 082-513-3208(ダイヤル)

広島県知事 様

平成 年 月 日

メールアドレス登録届

広島県介護サービス事業所向けメールリングリストの利用を希望するので、別紙利用規約に同意し、次のとおりメールアドレスを届け出ます。

事業所名

事業所の所在地

サービス種別

管理者名 印

登録するメールアドレス

(別紙)

広島県介護サービス事業所向けメーリングリスト利用規約

1 目的

広島県介護サービス事業所向けメーリングリスト（以下「サービス」という。）は、広島市及び福山市を除く広島県内の介護サービス事業所（ただし地域密着型サービス事業所は除く。以下「事業所」という。）を対象に、迅速かつ効率的に介護保険に係る情報を提供することを目的とします。

2 メールの配信元

広島県とします。

3 メールの配信先

この利用規約に同意し、配信先メールアドレスを登録した事業所とします。

4 配信するメールの内容

配信するメールの内容は、次のとおりとします。

なお、このサービスは一括配信専用とし、原則として個別の事務連絡の用途には使用しません。

- (1) 本県ホームページの更新情報（広島県版 Q&A 及び指定申請書類の追加掲載等）
- (2) 厚生労働省が各都道府県に送付している介護保険最新情報
- (3) その他メールの配信元が特に必要と認めた事項（例：国及び県の通知、研修開催案内等）

5 メールアドレスの登録・変更・解除

- (1) このサービスの利用を希望する事業所は、別途県が定める方法により、配信先メールアドレスを登録してください。
- (2) 登録した内容に変更が生じた場合、事業所は速やかに変更の手続きを行ってください。
- (3) 登録した事業所を廃止した場合、事業所は原則として速やかに登録解除の手続きを行ってください。ただし、同一建物内で複数の事業所を運営しており、かつそれらの事業所でメールアドレスを共有している場合は、この限りではありません。

6 利用に当たっての注意事項

- (1) メールアドレスは、事業所ごと（注）に登録してください。
なお、それぞれの事業所で法人本部のメールアドレス等同一のアドレスを使用している場合は、本県が配信したメールを、配信対象の事業所に確実に転送するようにしてください。
- (2) PDFファイル等添付することがあるので、携帯電話は配信先として登録しないでください。
- (3) 登録するメールアドレスは、2MB程度の添付ファイル付きメールを受信できるものとしてください。
- (4) 配信したメールに、厚生労働省や本県等のホームページへのリンクを設定する場合があるため、配信先として登録したPCにおいてHTMLメールを受信できるよう、メールソフトの設定等を行ってください。

- (5) メールを受信するための環境は事業所において整備し、そのための費用も事業所において負担するものとします。
- (6) メール配信は、その性質上、ネットワークの混雑状況や利用するプロバイダの負荷状況等に依存するものであり、メール配信の遅延が生じることがあるので、利用に当たっては、メールの本文の内容及び配信時刻を十分に確認した上で利用するようにしてください。

7 登録内容の一部又は全部の抹消

次のいずれかに該当する場合、県は、事業所が登録した内容の一部又は全部を、事業所にあらかじめ告知することなく抹消することがあります。

- (1) 事業所が指定又は開設許可の取消を受けた場合において、事業所が登録解除の手続を行わない場合
- (2) 登録されたメールアドレスが、実際には使用されていない等、無効なものと認められる場合
- (3) 事業所がこの規約に定める事項に違反した場合
- (4) その他、県がメール配信の円滑な運営に支障があると認める場合

8 個人情報の保護

事業所が登録したメールアドレス及びその他の情報は、このサービスを提供する目的以外には使用しません。

9 免責事項

- (1) 県は、このサービスから得た情報を利用することによって直接的又は間接的に被ったいかなる損害に対して責任を負いません。
- (2) 県は、事業所に対する各種通知等のすべてをこのサービスにより配信することを保証するものではありません。

(注) 6の(1)の「事業所ごと」について、法人等で複数の事業所があり、それらの事業所でそれぞれ異なるメールアドレスを利用している場合は、各事業所で登録が必要となりますので、ご注意ください。

附則

この規約は、平成26年4月1日から適用します。

広島県知事 様

平成 年 月 日

メールアドレス変更届

次のとおり、広島県介護サービス事業所向けメーリングリストに登録したメールアドレスを変更したので、届け出ます。

事業所名

事業所の所在地

サービス種別

管理者名 ⑩

変更前のメールアドレス

変更後のメールアドレス

変更年月日 平成 年 月 日

広島県知事 様

平成 年 月 日

メールアドレス削除届

次のとおり、広島県介護サービス事業所向けメールリングリストに登録したメールアドレスを削除してください。

事業所名

事業所の所在地

サービス種別

管理者名 ⑩

削除するメールアドレス